(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十八号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十二日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年六月二十九日（予備、同月三十日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
　近畿地方整備局長　23
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社確認検査機構プラン21
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	亀井　孝則

(2)　変更年月日
　平成二十四年五月二十一日

○四国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号　安芸市穴内字西ノ濱甲一番六地先から同市赤野字千足南甲一七七六番七まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

六月八日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

六月八日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会内閣提出、本院継続審査）
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十九回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

六月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

火葬場不足に関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

六月八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤松正雄提出漢字「碍」の常用漢字への追加に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出国道一〇一号線の整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員斎藤やすのり提出公的年金加入者が死亡した際に遺族へ支給される遺族年金制度に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月八日内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十三年度障害者施策の概況」に関する報告
自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成二十三年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
がん対策基本法第九条第八項において準用する同条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の報告
又同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長大内捷司から、次の報告書を受領した。
公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十三年度公害等調整委員会年次報告書

参議院

議案提出

六月八日衆議院から次の議案が提出された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一六号）
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第一七号）

議案受領

六月八日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

裁判所法の一部を改正する法律案（第百七十九回国会閣法第一二号、衆議院継続審査）
また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十九回国会閣法第九号、衆議院継続審査）

議案受領（予備審査）

六月八日衆議院から次の議案が送付された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一六号）
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一七号）